よく分かる！クレジットの正しい使い方

くれじっと入門

編集・発行
一般社団法人　日本クレジット協会
クレジット教育センター

〒103-0016東京都中央区日本橋小網町14-1住生日本橋小網町ビル6階
TEL 03-5643-0011（代表） FAX 03-5643-0080
http://www.j-credit.or.jp/

複製ならびに内容を転載する際にはご連絡ください。

この冊子は再生紙を使用しています。

TF 2015.05.60,000

［ 第三版 ］

よく分かる！クレジットの正しい使い方

くれじっと入門

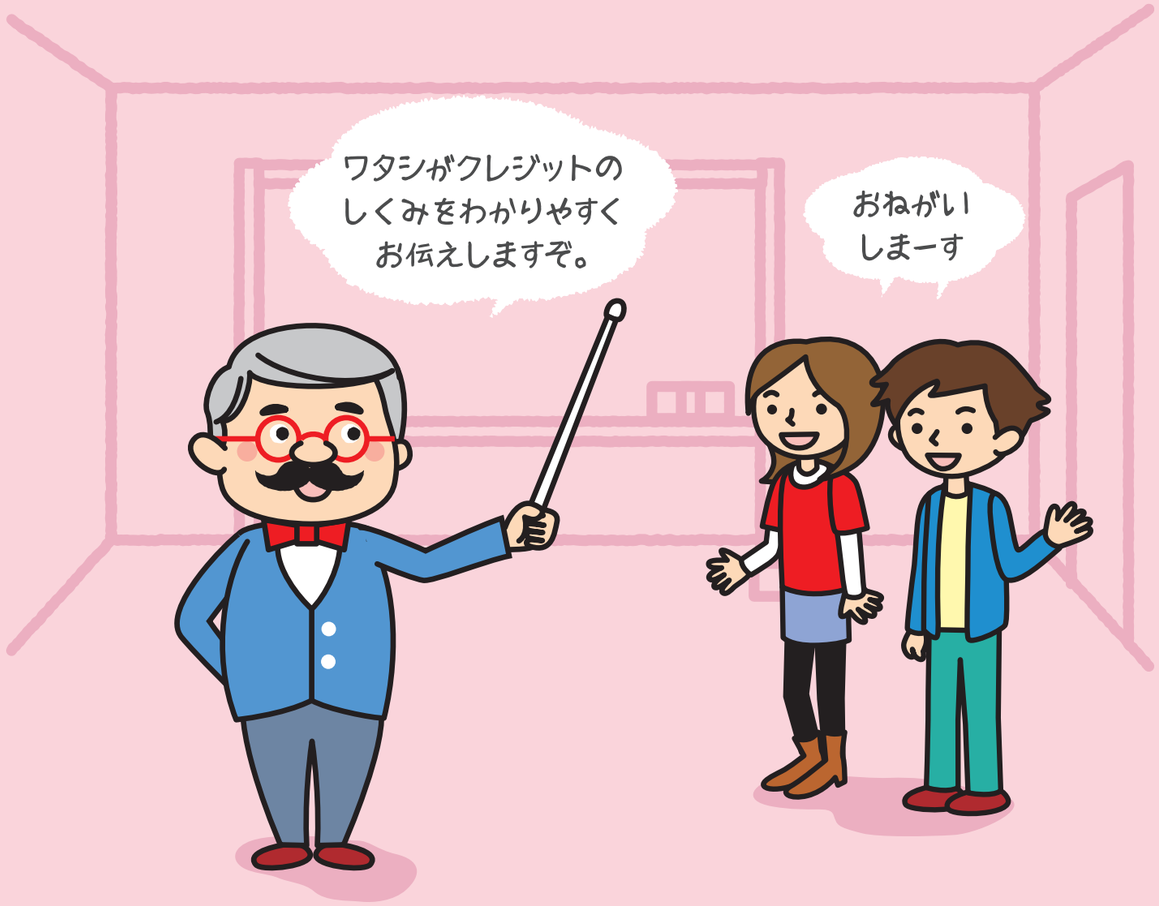

一般社団法人
日本クレジット協会
クレジット教育センター

はじめに

18歳以上になると、購入しようとする商品やサービスを手に入れる方法として「クレジット」を選ぶことができるようになります。

クレジットは、私たちの「信用」をもとにした契約で、商品やサービスの代金を後払いにすることのできるシステムです。基本的な事柄を理解して利用すれば、生活を豊かにする有力な手段になります。ただし、無計画な使い方をすると、自らの生活を破綻（はたん）させる結果にもなりかねません。利用にあたっては、金銭の管理や支払いに関する計画性など、必要最低限の知識が必要です。この冊子では、みなさんがクレジットを利用するにあたって知っておいてほしいことをまとめました。冊子の構成は項目をいくつかに分けてわかりやすくしています。ぜひ内容を一読していただき、今後、クレジットを利用する際の参考にしてください。

一般社団法人
日本クレジット協会
クレジット教育センター

クレジットについて
説明してくれる
クレジット先生

CREDIT
もくじ

1．クレジットってどんなもの？ …… 3
2．クレジットはどんなしくみなの？ …… 4
3．クレジットを利用する方法は？ …… 5
4．どうしてクレジットだと後払いができるの？ …… 6
5．どのように「信用」を判断するの？ …… 7
6．指定信用情報機関ってどんなところ？ …… 8
7．個別方式のクレジットの利用方法は？ …… 9
8．どうしたら、クレジットカードがつくれるの？ …… 10
9．クレジットカードはどのように利用するの？ ……11
10．インターネットで利用する際に気をつけることはなに？ ……12
11．クレジットにはどんな支払い方があるの？ ……13
12．こんなときどうする？ ……14
13．クレジットのいいところ、わるいところは？ ……16
14．クレジットを利用するときに気をつけたいことは？ ……17
「考えてみよう」について …… 18

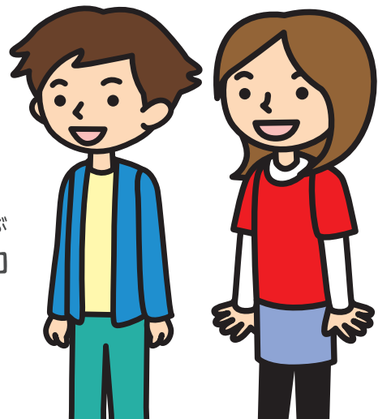

クレジットについて学ぶ
タダシとヨシコ

1 クレジットってどんなもの？

クレジットは「代金後払い」のシステムのこと。商品やサービスの代金をその場で支払うのではなく、後で支払うしくみで、自動車や電化製品、旅行や食事など、私たちが日頃利用する大部分の商品やサービスに使うことができる。商品等を購入する時、私たちはいくつかの選択をする。

❶ **必要性の選択**（その商品やサービスが自分にとって必要なものであるかどうか）
❷ **購入する店の選択**（商店街で買うか、デパートやスーパーマーケットで買うかなど）
❸ **実際に購入する商品の選択**（金額、品質、性能などを参考に選ぶ）
❹ **支払手段の選択**（現金にするか、後払いにするか、プリペイドカード等の前払いにするかなど）

クレジットは❹の段階で**私たちが選ぶことのできる支払手段の1つ。**ただし、誰でも利用できるものではない。クレジットは「後での支払いができる」という**「信用」を基礎にした契約で、**「信用」がなければ利用できない。それでは、クレジットについての勉強をはじめよう。

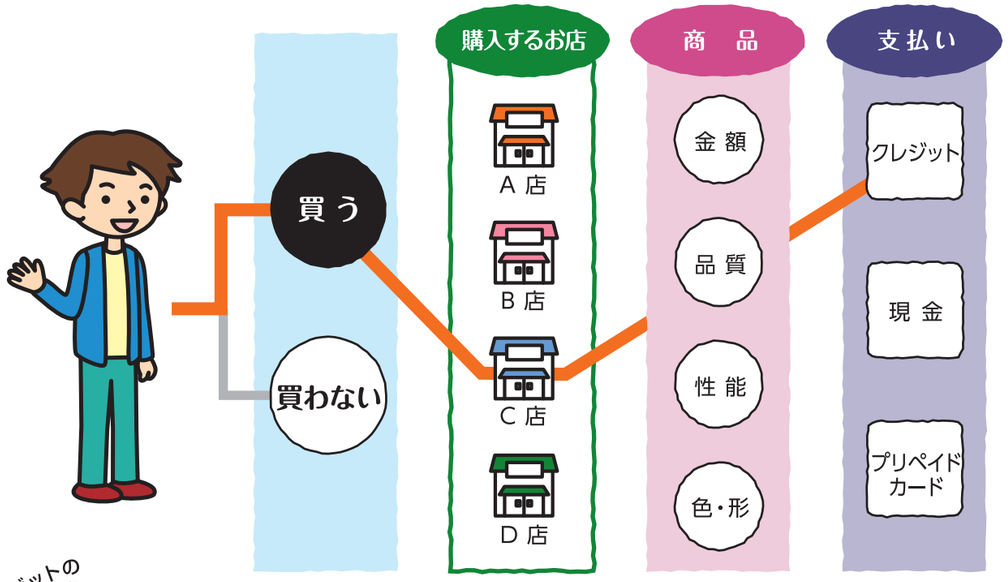

クレジットのこんな場合

考えてみよう①

中学生や高校生はクレジットが利用できない。それはどうしてだろう。

2 クレジットはどんなしくみなの？

クレジットのしくみは2つに分けることができる。

1つは、商品等の販売会社に代金を後払いにしてもらうしくみ。このしくみを**「2者間契約」**と呼び、分割で支払う場合には**「割賦販売（かっぷはんばい）」**という。ここでは**商品等の購入先と代金の支払先は同じ。**例えば、○△商店で商品を購入したら、その代金も○△商店に支払っていくことになる。

もう1つは、私たちと販売会社のほかに専門のクレジット会社が入るしくみ。私たちが販売会社で買った商品等の代金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払い、後日、私たちはクレジット会社に立て替えてもらっている代金を支払う。このしくみを**「3者間契約」**と呼び、分割で払ったり、利用してから2ヶ月以上後に代金を払う場合は、**「信用購入あっせん」**という。

2者間契約との違いは、**商品の購入先と代金の支払先が異なる**ことだ。

現在使われているクレジットの多くは「3者間契約」のクレジット。この冊子でも「3者間契約」のクレジットを中心に勉強していくことにする。

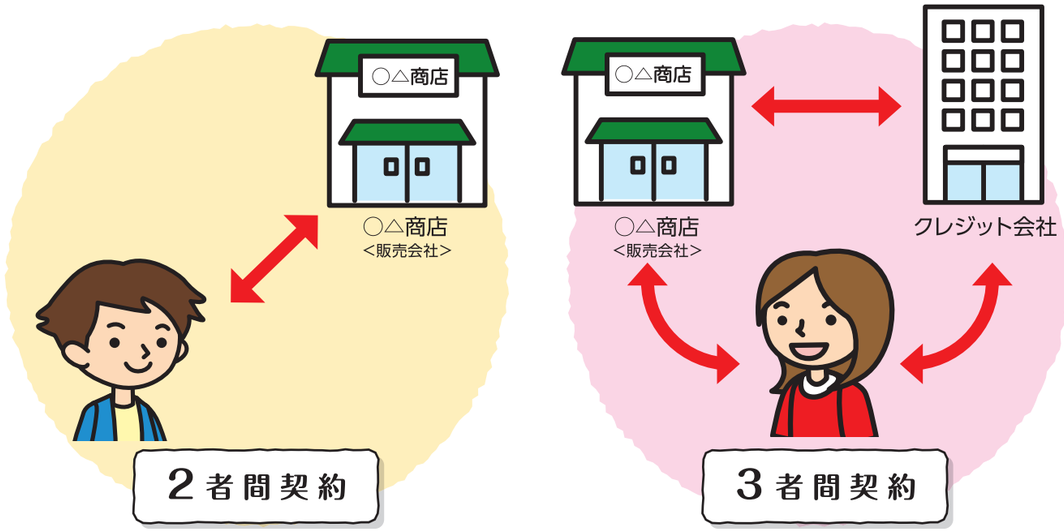

クレジットのこんな場合

考えてみよう②

「3者間契約」のクレジットの場合、クレジットで買った商品を交換したいときなどの相談先はどこだろう。また、支払いについての相談はどこにしたらいいだろう。

3 クレジットを利用する方法は？

個別方式

クレジットを利用するには2つの方法がある。

1つは、商品等を購入しようとするときに、その商品等の購入にクレジットを利用するための申込書を書いて提出し、クレジット会社（2者間契約の場合は販売会社）の審査を受けて利用するクレジット。これを**「個別方式」**という。パソコンを購入するのであれば、そのパソコンを購入するためのクレジットの申し込みをして審査を受けることになる。

審査にパスすれば、その商品等を後払いで購入することができる。**商品等の購入をするたびに申込書を書き、審査を受けるクレジットだ。**

自動車などの高額な商品や携帯電話等の購入に多く利用されている。

クレジットカード

もう1つは、**「クレジットカード」**を利用する方法。

クレジットカードを持つためには、クレジット会社（2者間契約の場合は販売会社）にカードの発行を申し込まなければならない。申込書に必要事項を書いて、クレジット会社に提出して審査を受ける。

審査にパスすればクレジットカードが発行される。

クレジットカードには通常、利用可能額（そのカードが利用できる金額の制限）、有効期限（そのカードが利用できる期間の制限）があるが、その範囲内であれば、**発行されたクレジットカードを使って後払いで商品の購入やサービスの提供をくり返し受けることができる。**

4 どうしてクレジットだと後払いができるの？

「個別方式」でも「クレジットカード」でもクレジットを利用するためにはクレジット会社（2者間契約の場合は販売会社）の**「審査」**を受けなければならない。審査とは私たちの「信用」を判断する業務で、後払いができるのは、この「信用」のおかげ。**クレジットでいう「信用」とは「後日、確実に支払いができるかどうか」の尺度**のことで、利用しようとするクレジットに対して「信用」が足りなければそのクレジットは利用できない。**クレジットの利用には契約にふさわしい「信用」が必要ということになる。**

買い物に行って、財布を忘れてしまった時のことを考えてみよう。近所のよく行くお店なら、「今度来たときに払ってくれればいいよ」と言ってくれるかもしれない。それはお店の人が私たちのことをよく知っているからだ。ただし一般のお店ではそうはいかない。後払いを認めるためには、お店はその人が後で本当に代金を払ってくれるかどうか、つまり「信用」できる人かどうかを確認しなければならない。そこで十分な確認ができなければ、後払いはできない。

<イメージ>

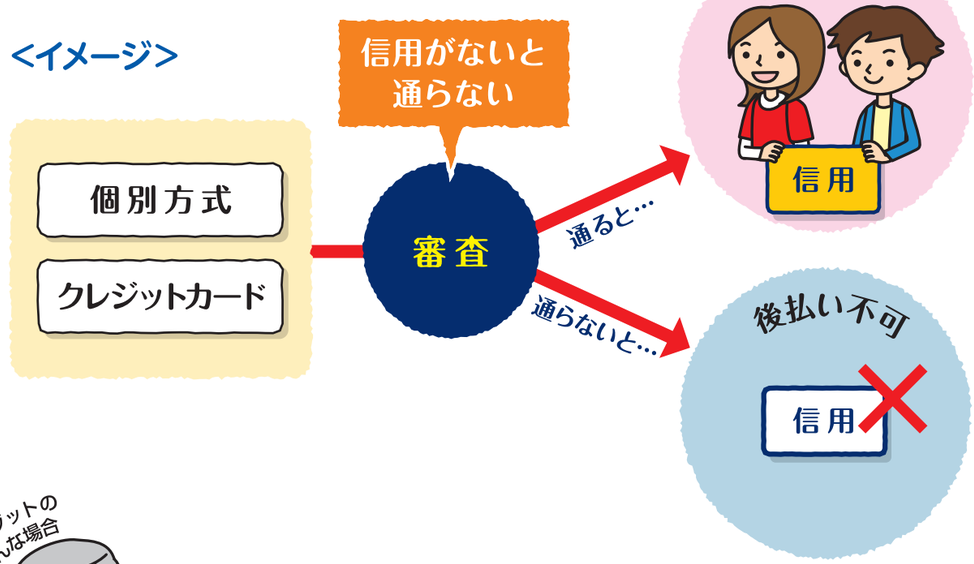

考えてみよう③

ふだん「信用」という言葉はどんな時に使い、どんなことがもとになっているのだろう。また、「信用」を高めるためにはどうしたらいいだろう。

5 どのように「信用」を判断するの？

個別方式でもクレジットカードでも、信用を判断する業務＝**「審査」**の基本は**申込書の審査**になる。申込書には氏名、住所、勤務先、収入などの項目があるが、各項目をいろいろな角度から見て判断される。

一方、クレジット会社は申し込みが本人の意思で行われたのかを確認する。これは電話で行われることが多い。また、自分の会社と申込者との間に過去にどのような取引があったのかをチェックする。

最後に**「指定信用情報機関」**(P.8)に照会をして、申込者の利用実績をチェックする。「指定信用情報機関」には行政庁の登録を受けたすべてのクレジット会社が加盟していて、多くの人のクレジットの利用実績(利用の状況、支払いの状況等＝**特定信用情報**)が登録されている。他の会社でのクレジットの利用実績を確認し、審査に利用する。

順番は多少前後することもあるが、右のような手続きを経て、契約するかどうかの審査の判断がされる。

ここでの**主眼は「申し込んだ人が契約通り支払いができるかどうか」**。個別方式の場合、支払いが長期にわたることもある。また、クレジットカードの場合は有効期限の範囲で自由にカードが利用できる。長い間つきあうパートナーを見極めるような仕事がクレジットの審査業務だ。

1 書類審査

申込書に書かれた事項をチェック

2 確認業務

申込書に基づいての申込者への確認

・本人確認
・申し込み意思の確認

3 取引実績の確認

自社での利用状況をチェック

4 指定信用情報機関の利用

自社以外のクレジット利用状況をチェック

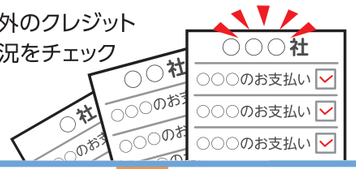

5 審査の可否を決定

(上記の総合判断で決定)

考えてみよう④

人にお金を貸すときに、あなたならその人についてどのようなことを知りたいだろう。

6 指定信用情報機関ってどんなところ？

指定信用情報機関はクレジット会社が審査の参考に利用する。機関とクレジット会社は次のような関係になる。

❶ クレジット会社は消費者からクレジットの申し込みを受けた事実や契約している消費者のクレジットの利用実績を指定信用情報機関に登録する。
❷ 指定信用情報機関は登録された情報を管理する。
❸ 消費者からクレジットの申し込みを受けたクレジット会社は指定信用情報機関に照会をする。
❹ その消費者の情報が登録されていれば、指定信用情報機関はクレジット会社にその情報を提供する。
❺ クレジット会社は❹の情報を審査に利用する。

指定信用情報機関に登録されている情報は、本人を確認するための事項(氏名、生年月日、住所等)、契約に関する内容(契約の種類、契約年月日、商品名、契約額、支払いの記録、支払いの残高等)など。もちろん思想や趣味などの項目は含まれていない。また、利用はクレジットの審査のためだけに限られている。なお、**登録されている自分の情報は確認(開示)できるし、間違っていれば訂正することもできる。**

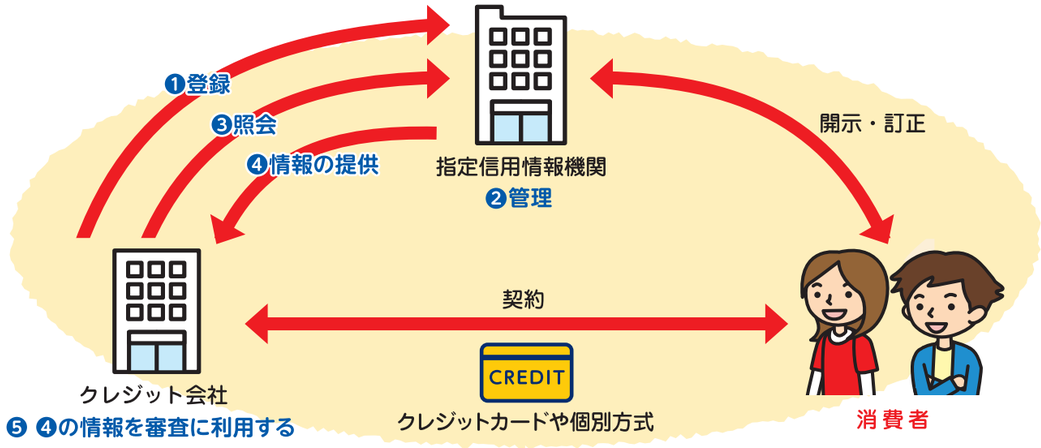

考えてみよう⑤

銀行や消費者金融会社も指定信用情報機関を利用した審査を行っている。指定信用情報機関を利用しないとどうなるのだろう。

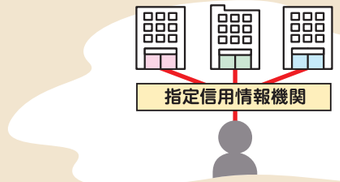

7 個別方式のクレジットの利用方法は？

一般のお店で商品を買うことを考えてみよう。 購入する商品が決まったら、販売員にクレジットを利用したい旨を伝える。申込書は販売店に用意されている。**申込書には大切な事柄が書いてあるから、表面だけでなく、裏面もよく確認しよう。**特に商品名や金額、支払回数、手数料などは、最も重要な項目なので十分に確認する。

次に申込書に必要事項（氏名、住所、勤務先、年収等）を記入して販売員に渡す。記入する事項はクレジットの審査に必要な事柄だから正確に記入する。この時、申込書の控を受取る。この**控は自分がどのような契約の申し込みをしたかの証拠となるものだ。支払いが終わるまで保管しておこう。**

記入した申込書はお店からクレジット会社に渡る。クレジット会社は申込書の内容に基づき審査をするが、電話で申込者に申込内容の確認をする場合もある。これは申し込みが本人のものであるか、納得して申し込んでいるかの確認だ。

審査にパスすれば商品を受取れる。 代金は契約内容に基づいて、後日クレジット会社に支払う（多くは金融機関の預貯金口座から自動引落し）。

クレジットのこんな場合

考えてみよう⑥

「名前を貸して」と頼まれて、他人が自分の名前で個別方式のクレジットを申し込んだら、どうなるのだろう。

8 どうしたら、クレジットカードがつくれるの？

クレジットカードをつくるにはクレジットカードの申込書が必要。申込書は販売会社や金融機関のカウンターなどに用意されているが、クレジット会社から取り寄せることもできる。

申込書に必要事項（氏名、住所、勤務先、年収等）を記入してクレジット会社に提出（郵送が多い）するが、申込書やパンフレットにはカードを利用する際に大切なことが書かれている。**そのカードの特典だけでなく、内容をよく確認することが必要だ。**

クレジット会社は、申込書に記入された内容をもとにカードを発行するかどうかの審査をする。この時、個別方式と同じように申込者に確認の電話をする場合もある。

審査にパスすればクレジットカードを手に入れることができるが（通常は送られてくる）、カードとともに会員規約を渡される。**会員規約にはカードを利用する上でのクレジット会社と私たちとの約束事が書いてある。必ず確認して保管しておこう。**

クレジットカードを手にしたら、**裏面のサイン欄に自分のサインをしよう。**サインはそのカードの利用者が誰であるかを示すとともに、カードを利用する際に必要なものだ。裏面にサインをしていないクレジットカードは利用できない。

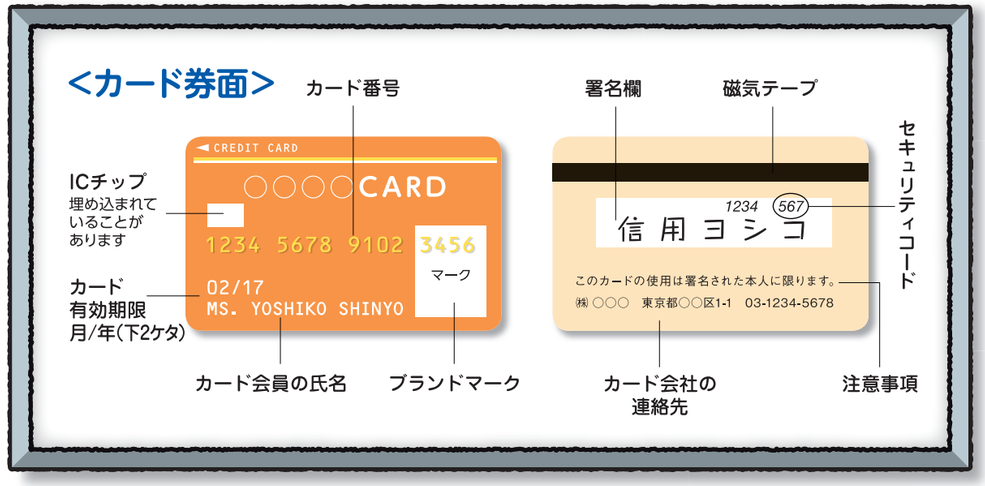

クレジットのこんな場合

考えてみよう⑦

裏面にサインをしていないカードを落としてしまったらどうなるのだろう。

9 クレジットカードはどのように利用するの？

お店には利用できるクレジットカードのマークを示したステッカーなどがある。自分のカードのマークと同じマークが掲示してあればそのカードで買い物ができる。

欲しい商品を選び、クレジットカードを販売員に提示する。販売員はカードを受取って売上の処理をする。

この際、販売員はそのカードが有効なものであるかをチェック（利用可能額オーバーや紛失届等が出ていないかなど）する。

書かれている内容を確認して伝票にサインする。**サインは、伝票に書かれている内容をすべて認めるということ。このとき金額や支払方式等を確認することが大切。**

販売員は利用者が伝票にしたサインとカード裏面のサインが同じであるかを確認する。確認されれば、商品を受取ることができる。この時、利用した控を渡されるが、これは自分がクレジットカードを使ってどんな買い物をしたのかの証拠になるから、後々のために必ず保管しておこう。**なお、ICチップを内蔵したクレジットカードの場合、「サイン」のかわりに「暗証番号」を入力することもある。伝票に書かれている内容の確認を「暗証番号」でするわけだ。**

後日、クレジット会社から利用明細（請求書）が送られてくる。**カードを利用した際の控と利用明細の内容を確認しよう。**疑問があればクレジット会社に直に問い合わせること。支払いは預貯金口座からの自動引落しが多い。

考えてみよう⑧

クレジットカードを利用した控をすぐ捨ててしまうと、後でどんな不都合がおこるのだろう。

1 カードの提示

2 伝票内容の確認とサインまたは暗証番号の入力

3 商品と利用控を受取る

4 利用明細の確認

10 インターネットで利用する際に気をつけることはなに？

最近では、インターネットの普及により、インターネットにおけるクレジットカード決済も増えてきている。一方で、インターネットは手軽に利用できる分、トラブルにつながるケースもあり、そのようなトラブルに巻き込まれないためにも注意が必要となる。

インターネットで利用する際には、決済の際に、クレジットカード番号や有効期限などのクレジットカード情報を入力する。**対面販売と異なり、「サイン」や「暗証番号」入力といった本人確認はなく、情報を送信した時点で契約をしたとみなされる場合があるため、トラブルを避けるためにも、契約内容や契約先の連絡先はプリントアウトするなどして必ず控えておこう。**

また、対面販売のように相手や商品が見えないインターネットでの利用では、次のようなセキュリティ対策がされているか確認しよう。

・利用するサイトで、「ＳＳＬ※」などセキュリティ技術が導入されているか
・あらかじめ設定したパスワードを入力する**「３Ｄセキュア」などの本人認証サービス**や、クレジットカードの署名欄等に記載されている**「セキュリティコード」**（P.10のカードの券面参照）など、クレジットカード番号や有効期限以外の追加認証の導入がされているか

会社情報や規約・約款（やっかん）・プライバシーポリシーなどを確認し、注意した上で利用するようにし、**不審に感じたサイトについては利用しないようにしよう。**

また、インターネットショッピングをするための**IDやパスワードは、いろいろなサイトで使い回さず、他人にわかりにくいものにしよう。**

※SSL：インターネット上で情報を暗号化して送受信し、データの傍受やなりすましによる情報漏えいを防ぐセキュリティ技術で、現在広く使われている。SSLに対応しているサイトは「https://」と表示され、保護されたページを表示するとブラウザの下部などに鍵マークが表示される。

考えてみよう⑨

オンラインゲームサイトなど有料サイトの支払いをクレジットカードで決済する場合はどんなことを注意すればよいだろう。

11 クレジットにはどんな支払い方があるの？

代表的な支払いの方式は次の4つ。利用する商品やサービスの金額や性質に応じて選択しよう。

1 翌月一括（1回）払い

利用した翌月に一括して（1回で）支払う方式。一般的に手数料はかからない。

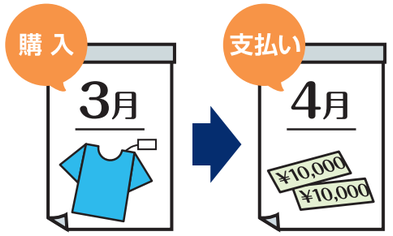

2 ボーナス一括（1回）払い

利用した翌ボーナス時期に一括して（1回で）支払う方式。一般的に手数料はかからない。4月に10万円のテレビを買うと、夏のボーナス時期に代金の10万円を支払うことになる。

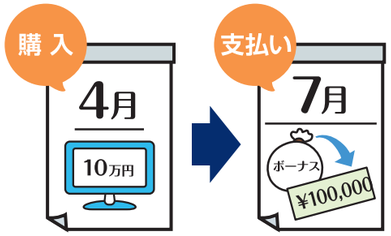

3 分割払い

利用時に支払回数を決めて分割して支払う方式。手数料がかかる。回数を多くすれば月々の支払額は少なくなるが、手数料がその分かかる。

回数を決めてのお支払い

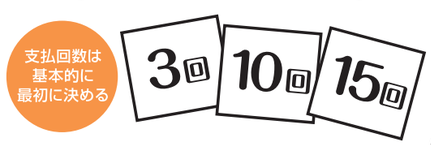

4 リボルビング払い

あらかじめ利用残高に対して毎月支払う一定額を決め支払う方式。手数料がかかる。支払いがいつ終わるかはカードの使い方によって変わり、残高がある限り支払いは続く。

月々の支払金額を決めての支払い

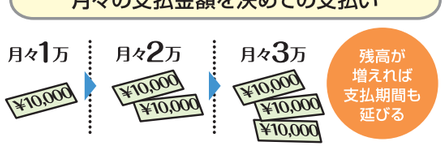

12 こんなときどうする？

1 金額確認とサイン

Q A君はクレジットカードで29,800円の電化製品を買った。ところが、後日、クレジット会社から送られてきた利用明細（請求書）には39,800円とある。あわててカードを利用した控を確認すると、やはり39,800円となっていた。A君はいくら支払わなければならないのだろうか。

A **39,800円支払わなければならない。**

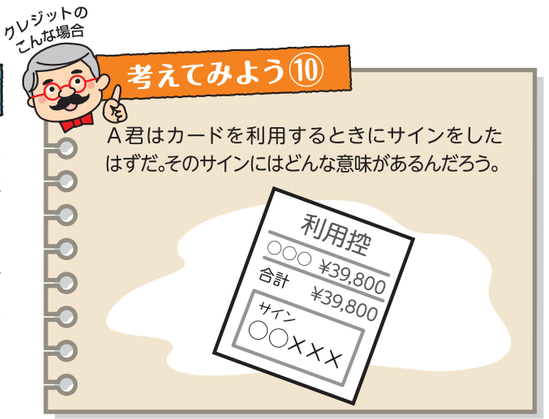

2 クレジットカードの貸し借り

Q B君はC君に頼まれてクレジットカードを貸した。後日、C君はカードを返してくれたが、クレジット会社からの利用明細（請求書）にはC君が利用した分も含まれている。B君はC君の分も支払わなければならないだろうか。

A **B君はC君が利用した分も支払わなければならない。**

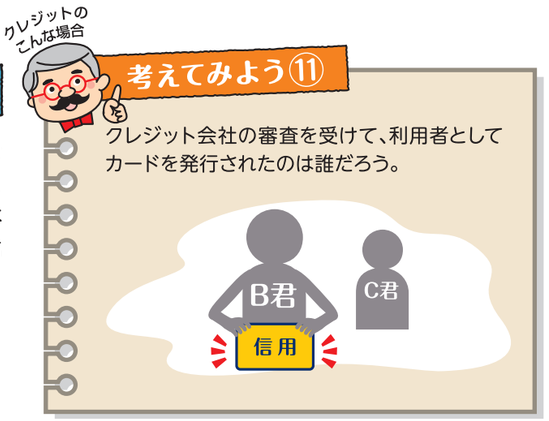

3 クレジットカードの紛失・盗難

Q Dさんは旅行に出かけて、何度かクレジットカードを利用した。ところが、帰宅して旅行にかかった費用を計算しているときに、カードをなくしてしまったことに気がついた。どうすればいいだろうか。

A **すぐに警察とクレジット会社に届け出る。**

12 こんなときどうする？

4 クレジットカードの暗証番号

Q Eさんはクレジットカードを申し込むために、クレジットカードの申込書を書こうと思う。申込書には暗証番号（4ケタの数字）の登録欄がある。どんな数字を登録したらよいだろうか？

A **他人にわからないような4ケタの数字。生年月日、電話番号などの数字はさける。**

考えてみよう⑬

暗証番号が他人に知られてしまうと、どんなことがおこるだろう。また、人にわかってしまいそうな番号にはどのようなものがあるだろう。

1 7 3 6 5 2 4
□□□□

5 クレジットで買った商品が届かない場合

Q Fさんは分割払いのクレジットを利用して家具を購入した。商品は2週間後の配送だ。しかし、2週間たっても届かない。家具を購入したお店が倒産してしまったのだ。来月からクレジット会社への支払いが始まってしまう。Fさんはどうしたらいいだろうか。

A **クレジット会社に状況を説明する（家具が届くまでクレジット会社への支払いを停止することができる）。**

考えてみよう⑭

3者間契約で支払いに関する相談先はどこにしたらいいのだろう。

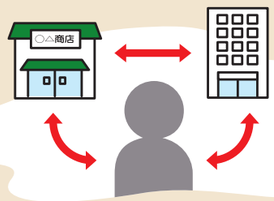

6 連帯保証人

Q G君は友人のH君が自動車を購入するためのクレジットの連帯保証人になった。しばらくして、クレジット会社からH君の支払いをしてほしいとの連絡があった。H君とは連絡が取れない。車とともに行方不明になってしまった。G君はH君の支払いをしなければならないだろうか。

A **支払いをしなければならない。**

考えてみよう⑮

連帯保証人とはどんな責任を持った人だろう。

13 クレジットのいいところ、わるいところは？

クレジットのいい面としては次のことがいわれている。

①後払いで商品等の購入ができる
②支払いを分割することによって、高額な商品も買うことができる
③キャッシュレス（その場で現金を支払わない）で商品等の購入ができる

また、注意しなければいけない面としては次のようなことがいわれている。

①便利であるだけに、特に必要のない物まで買ってしまうことがある。
②利用しすぎると自分の支払能力を超えた支払いが発生することがある。

クレジットは確かに便利なシステムだが、便利だからといって何も考えずに利用をしていたら、後で支払いに困ってしまうということになりかねない。クレジットの支払いは後払い。**支払いが終わるまでお金の管理ができるかどうかの判断がクレジットを利用する上で最も大切なことだ。**後の支払いを考えて無理のない範囲で利用しよう。

Good

Bad

考えてみよう⑯

いくつもの相手に多額の借金を抱えてしまう状態を「多重・多額債務」という。このような状態になる原因は何か、考えてみよう。

14 クレジットを利用するときに気をつけたいことは？

1 支払計画を立てる

クレジットは後払い。商品等の代金は必ず後で支払わなければならない。当たり前のことだが、このことを軽く考えていると後で後悔することになる。**収入や必要な支出を考えて無理のない支払計画を立てよう。**

2 支払条件を比較する

たくさんのクレジット会社があり、たくさんのクレジットカードが発行されている。それぞれいろいろな特典や条件がある。**手数料や支払期間、支払方式など自分にあったものを選んで利用しよう。**

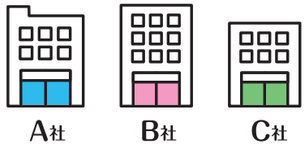

3 契約内容を確認する

クレジットは契約。契約には責任がつきもの。後で「知らなかった」では済まないこともある。**個別方式のクレジットやクレジットカードの申込書、カードを利用する際の伝票等にはよく目を通して内容を確認しよう。**また、控として受取った書類は、どのような申込・契約をしたのかを証明するもの。支払いが終わるまで必ず保管しておこう。

4 利用は必要に応じて

クレジットが便利だからといって必要以上に利用することはない。**購入しようとする商品やサービスが本当に必要なものかどうか、購入にクレジットを利用する必要があるのかを考えよう。**必要な消費に利用してこそ、クレジットは生活の心強いパートナーとなる。

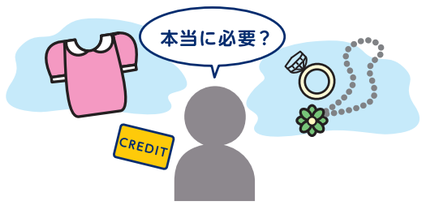

「考えてみよう」について

各ページにある「考えてみよう」のヒントです。みんなで話し合ってみよう。

1. 年齢的に未成年であり、親の収入で生活していて定期的な収入がない。つまり、代金を後で支払うという約束をしても相手から「信用」を得ることが難しい。

2. 商品についての相談は販売会社（売買契約の相手）。支払いについての相談はクレジット会社（立替払契約の相手）。つまり、相談の内容によって相談先が異なる。

3. 「信用できる商品」「信用できる会社」等いろいろな時に使うが、それは経歴や実績に裏付けられている。クレジットでいう「信用」も利用の経歴・実績に基づいている。

4. 初対面の人にお金を貸す人はまずいない。氏名、住所、連絡先、勤務先、収入状態、人柄等その人がどんな人なのか知りたいはずだ。それは「貸したお金を本当に返してくれるか」という考えに基づいている。クレジットの申込書にもいろいろな記載項目がある。

5. 申込書の内容と自分の会社での利用実績だけをもとに審査をしなければならず、他の会社での利用実績を参考にできない。つまり正確な審査ができない。審査が不十分だと、支払不能等が発生し、消費者にもクレジット会社にも望ましい結果とはならない。

6. このようなことを「名義貸し」という。自分が承諾して名前を貸したのであれば、自分が契約したことになってしまう。したがって支払いも自分でしなければならない。

7. 落としたことに気づかずにいて、悪い人に拾われたとしたら大変だ。その人がカードの裏にサインをして、本人になりすまして利用してしまうことも考えられる。

8. 利用の控はどんな契約をしたのかの証明になるものだ。捨ててしまうと、後日送られてくる請求書の内容と実際に利用した内容が違っていたとしても、それを証明するものがなくなってしまう。

9. オンラインゲームなどの有料サイトでは、利用する度に金額が発生するなどし、気づいた時には高額な請求となってしまうケースがある。料金制度等を十分確認した上で、「使いすぎ」には十分注意することが必要だ。

10. A君は39,800円と記入された伝票にサイン（または暗証番号の入力）をしたはずである。それは伝票の内容(39,800円の電化製品の購入にクレジットを利用する)を認めるという意味だ。

11. B君である。クレジット会社とC君とは何の契約関係もない。つまり、クレジット会社はC君には支払いを請求する根拠がない。支払いは全額B君がして、C君が利用した分をB君に支払うというのが現実的な解決方法。ただし、カードの貸し借りは規約により禁止されているので、こんなことをしたら、B君はカードを取り上げられてしまう。

12. カードを拾った第三者が、Dさんになりすまして利用することが考えられる。カードを紛失した届け出を受ければ、クレジット会社はそのカードが利用できないように手続きをするが、そのままにしておくと悪用された分も支払わなければならないこともある。

13. 他人にカードを利用されてしまうことになりかねない。また、生年月日や電話番号等を暗証番号にしていると、それらが記載されている証明書（運転免許証等）と一緒にカードを紛失したとき、悪用されてしまうケースがある。

14. クレジット会社である。この事例の場合、家具（商品）に関する相談先である販売会社がなくなっている。このため、クレジット会社に商品に関する相談（この場合、販売店が倒産し、家具が届かない）をし、家具が届くまでの間、クレジット会社への支払いを停止することができる。割賦販売法が定める「支払停止の抗弁権」である。

15. 契約者とまったく同様の責任を持った人。G君（連帯保証人）は、主債務者（H君）と連帯して支払いをしなければならない。連帯保証人を引き受けるときには自分が本契約者になったつもりで、契約についての諸事項を確認することが必要だ。

16. 第一に「家計管理の失敗」があげられるが、失敗した原因には、クレジットやローンの利用の仕方、クレジット会社などの審査、経済や景気の影響などいろいろなものが考えられる。